

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：多賀町総合防災マップ (http://www.town.taga.lg.jp/contents_detail.php?frmId=893))

当町のハザードマップの内、地先の安全度マップ(100年に一度の大雨を想定)によると、当会が立地する多賀中学校の小高い丘のふもとは浸水が想定されていないが、多賀地区市街地の商業地区の50%を超える範囲で0.5m未満の浸水が予想されている。また、製造業の多くが立地する中川原地区において、最大2mの浸水被害が予想されている。当町には芹川と犬上川があり、堤防が決壊するようなことになれば相当大きな被害が予想される。芹川・犬上川ともに洪水浸水想定区域が指定されている。

(土砂災害：多賀町総合防災マップ (http://www.town.taga.lg.jp/contents_detail.php?frmId=893))

当町のハザードマップの内、土砂災害警戒区域マップによると、当会が立地する多賀中学校の小高い丘のふもとは地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。製造業が集積する多賀地区の山間寄り地区の他、芹谷地域や大滝学区の多くも土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。

(地震：地震ハザードステーション (<http://www.j-shis.bosai.go.jp/map/>))

当町は鈴鹿西縁断層帯が縦断する等、今後、30年以内の地震発生率が高い地域に属している。地震ハザードステーションの防災地図によると、当町において、震度6弱以上の地震が今後30年間で12%以上の確率で発生すると言われている。特に、平野部での発生確率が高い。

(その他)

町内の犬上川、芹川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、平成2年の台風9号において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この台風により、当町では46戸の浸水被害、河川被害39箇所、道路被害25箇所へのぼり、県下における被害の約半数を占めた。

また、当町は鈴鹿山脈西部に位置している影響もあり、年間平均降雪量は104cmと非常に多い。一方、平均気温は大津(14.9度)に次いで2番目(14.7度)に高く、夏は猛暑日になることも多い。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 315人
- ・小規模事業者数 259人

【内訳】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建 設 業	65	64	町内全域に広く分散している。
	製 造 業	64	46	四手、多賀、中川原、敏満寺地区の工業団地に多く立地している。
	卸 売 業	9	3	平野部に多い。
	小 売 業	64	58	多賀大社周辺、多賀サービスエリア内に多い。
	飲食・宿泊	32	29	多賀大社周辺、多賀サービスエリア内に多い。
	サービス業	61	45	平野部に多い。
	そ の 他	20	14	町内に広く分散している。
	合 計	315	259	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・多賀町地域防災計画
- ・多賀町総合防災マップ、ため池ハザードマップの作成
- ・多賀町既存建築物耐震改修促進計画の策定
- ・多賀町総合情報配信システムの運用
- ・多賀町総合防災訓練の実施
- ・防災拠点施設の整備および防災備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・滋賀県共済協同組合と連携した災害に備えた損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・多賀町が実施する防災訓練への参加および協力

II 課題

現状の危機管理マニュアルは、緊急時の連絡体制、対応方法、対応手順等、災害発生後の復旧支援に関する記載となっており、災害発生前の小規模事業者に対するBCP（事業継続計画）策定支援等の事前対策支援については記載されていない。また、地域防災の中心となる多賀町との協力体制について、体制、対応方法、対応手順等、具体的連携内容が未整備なため、実効性が十分確保できていない。

保険・共済や専門性が高い業種等の分野においては、当会経営指導員等職員のみで小規模事業者

に個別具体的な助言を行うことが困難となるケースも想定される。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

- ・町内小規模事業者に対し、自然災害や感染症等リスクの現状把握ならびにBCP（事業継続計画）策定の啓蒙・普及に努めて、小規模事業者の事業継続力の強化を支援する。
- ・発災後に情報収集伝達体制を着実に構築するため、当会と当町との間における被害情報報告のルート（通信手段・通信網）を整備する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また町内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害や感染症等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・平成21年1月に彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町と稲枝商工会、愛荘町商工会、豊郷町商工会、甲良町商工会、多賀町商工会の間で締結した「災害時における生活物資の確保および調達ならびに応急救援活動への応援に関する協定書」や令和4年7月に滋賀県商工会連合会が策定した「新型コロナウイルスの感染症への対応方針」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。また、多賀町地域防災計画に基づき避難所等の防災拠点について周知・説明する。

- ・多賀町商工会ホームページや多賀町広報等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型インフルエンザ等は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型インフルエンザ等に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・多賀町商工会危機管理マニュアル（平成24年作成、令和6年改訂）

3) 関係団体等との連携

- ・専門家である滋賀県共済協同組合や損害保険会社に担当者の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・必要に応じ当会と当町間において、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6弱以上の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。
- ・多賀町地域防災計画に基づき防災活動体制を確立する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当町との間で多賀町地域防災計画に基づき、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。

- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

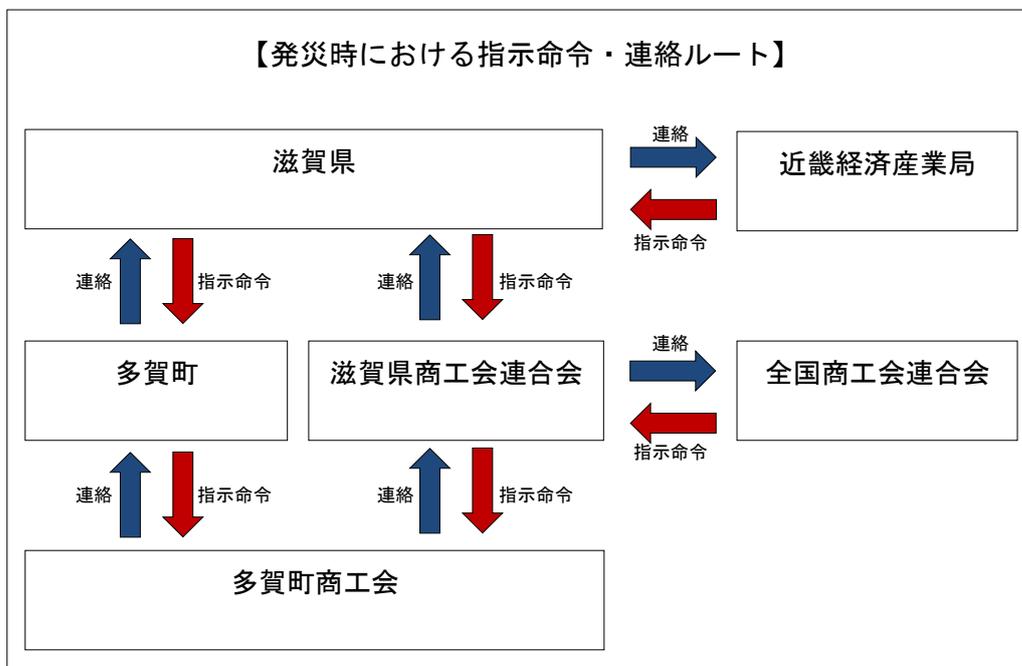
- ・ 本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する(9時現在、16時現在)
1週間～2週間	1日に1回共有する(9時現在)
2週間～1ヶ月	2日に1回共有する(9時現在)
1ヶ月以降	1週間に1回共有する(月曜日9時現在)

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当町は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

- ・当会と当町が共有した情報を滋賀県の指定する方法にて当会または当町より県へ報告する。
- ・感染症の場合、国や滋賀県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を滋賀県の指定する方法にて当会または当町より県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、多賀町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、速やかに特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や滋賀県、多賀町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受けるまたはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・滋賀県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を滋賀県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

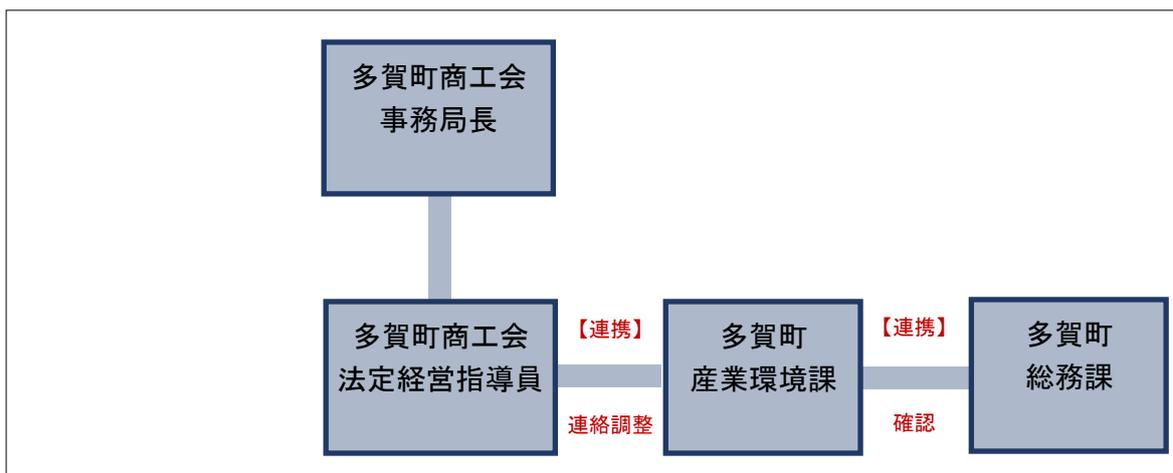
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年1月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 三田 剛史（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

多賀町商工会 〒522-0241 滋賀県犬上郡多賀町230-1

TEL：0749-48-1811 / FAX：0749-48-2188 E-mail：tagacho@mx.bw.dream.jp

②関係市町

多賀町役場 産業環境課 〒522-0341 滋賀県犬上郡多賀町多賀324

TEL：0749-48-8118 / FAX：0749-48-0594 E-mail：shokan@town.taga.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・ 専門家派遣費	200	200	200	200	200
・ 協議会運営費	20	20	20	20	20
・ セミナー開催費	200	200	200	200	200
・ 啓発チラシ作製費	80	80	80	80	80

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、多賀町補助金、滋賀県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

